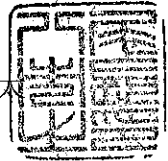


八人ふ第 287 号
平成 29 年 3 月 21 日
(28-6)

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝 様
連合大阪八尾柏原地区協議会
議長 荻窪 敏政 様

八尾市長 田中 誠



「2017（平成 29）年度自治体政策・制度予算に対する要請」について（回答）

平素は、八尾市政に多大のご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、先日貴団体より提出のありました要望書につきまして、別紙のとおり
回答いたします。

八尾市 人権文化ふれあい部
市民ふれあい課 総合案内室
担当：小西（TEL072-924-8521）

2017(平成 29)年度自治体政策予算要請

**日本労働組合総連合会大阪府連合会
連合大阪河内地域協議会**

この要請文につきましては、下記のアドレスよりダウンロードできます。

「連合大阪河内地域協議会のホームページ」

<http://rengo-kawachi.sakura.ne.jp/>

この要請の回答につきましては、2017年3月31日までにはお願いします。

<送付先> 連合大阪河内地域協議会

〒579-8058 大阪府東大阪市神田町 10-14

TEL 072-987-8787 FAX 072-987-9944

E-Mail rengokawachi@bird.ocn.ne.jp

2017(平成 29)年度 自治体政策・制度予算要請 (回答)

〔(★) は重点項目〕

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 雇用・就労対策の充実・強化について (★)

<継続>

大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府（OSAKAしごとフィールド）、堺地区（JOBステーション）、吹田地区（JOBナビ）に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。

(回答) 経済環境部

本市では、ハローワーク布施の出先機関である八尾市地域職業相談室と、本市の中央地域就労支援センターがワンストップで利用できるワークサポートセンターを運営しております。

このワークサポートセンターを、本市の就労支援の拠点と位置付け、各機関と連携を深めていくことで就労支援事業の強化を図ってまいります。

<新規>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。

(回答) 経済環境部

本市では、地方創生先行型交付金ならびに、地方創生加速化交付金を活用し、女性の職業生活における活躍推進に取り組んでおりますが、八尾市総合戦略にKPI（業績評価指標）を設定し、事業評価を行っております。

女性の職業生活における活躍推進におきましては、子育て期間中の女性などが働きやすい求人を積極的に開拓するとともに、求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を新たに開設いたしました。

同サイトは、雇用のニーズの高い介護・福祉分野の事業所を含めた本市の中小企業の人材確保支援策として活用するとともに、就職を希望される方への就労支援策として、丁寧なマッチングを行うことにより、就労の実現を図ってまいります。

また、職場定着支援に向けては、国のキャリアアップ助成金等を紹介することなどにより、職場定着を促進してまいりたいと考えております。

<継続>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「もの

づくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(回答) 経済環境部

本市の中小企業が保有する技術・技能を継承することは、産業集積の維持・発展において重要であると考えております。若者のものづくり離れが深刻化し、技術の継承や人材育成の問題が深刻化する中、本市におきましては、中小企業サポートセンターの専門コーディネーターによる技術支援をはじめ、ものづくり人材育成事業としてもものづくり企業の生産性や収益力の向上を目的として5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)に取り組む「現場改善塾」の開催や関係機関と共催で技術セミナーを実施する等、次世代を担う中小企業の技術・技能の継承と人材育成に力を入れております。今後も様々な支援施策により、熟練技能者から若者技能者への技術・技能を継承やものづくりの人材育成に努めてまいります。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

(回答) 経済環境部

本市では、「地域就労支援事業」のほか、「就労・生活相談事業」、「八尾市パーソナル・サポート事業」等、相談者の特性や能力に応じて様々な就労支援のための事業を実施し、求職者の自立に向けた支援を実施しております。また、平成25年度からは、「無料職業紹介事業」を実施し、市で求人開拓し、ハローワーク等による職業紹介では就職が難しい求職者を対象に、よりきめ細かく効果的な求職者と求人者のマッチングを図る支援を実施しております。

また、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や「地域労働ネットワーク」等に参加し、他市の先進的な取り組みや好事例等を参考にしながら事業を実施しております。

<新規>

(5) 若者支援について

中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。

また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。

(回答) 経済環境部

本市では、自立を希望しながら、その実現を阻害するさまざまな問題を抱える市民の中

で、既存の就労支援・相談施策では自立への道筋が描けない、就労から距離にある就労困難者を主な支援対象者として、寄り添い型の支援を実施するパーソナル・サポート事業を実施しております。

また、支援対象者に対し、短期・中期・長期の自立支援目標を設定し、それぞれのレベルに応じた自立に導くことために、コミュニケーション能力に課題を抱え、社会的つながりの乏しい要支援者に対し、社会的居場所を提供し、コミュニケーション能力の向上のための訓練を行うほか、日本語会話能力の乏しい外国人市民等に対しては、日本語訓練等も実施する社会的居場所事業（わかごぼう）を実施しております。

<継続>

(6) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

(回答) 地域福祉部

平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法に基づいて生活困窮者自立支援事業を実施しており、市役所庁舎内に生活支援相談センターを設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援を関係機関と連携しながら行っております。

就労訓練事業につきましては、市内の社会福祉法人が行う中間的就労訓練事業と綿密な連携を取っており、実績も徐々に上がってきている状況であり、既存の就労支援事業ともより一層連携の強化を図っていく予定です。

<継続>

(7) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

(回答) 経済環境部

近年、働く人々を取り巻く環境が大きく変化していることや、パワハラやマタハラといった様々なハラスメントの問題などを受け、労働者のメンタル面での問題が増加しています。

労働者と使用者とのより良い関係作りに向けて、現在、大阪府が実施している「労働相談」や本市が開設している「勤労者法律相談」などの利用につき、市のホームページやリーフレット、チラシ等を通じ周知啓発に努めております。また、労働者が安心して働くことができる環境となるよう、「勤労者法律相談」等を通じて適切な助言や情報提供に努めるなど、労働相談体制の充実を図ってまいります。

<継続>

(8)いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働かせる企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

(回答) 経済環境部

平成 27 年 10 月 1 日から施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」により、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、職場情報について幅広い情報提供を努力義務化するとともに、応募者からの求めがあった場合は、(ア) 募集・採用に関する状況、(イ) 労働時間等に関する状況、(ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況についてそれぞれ 1 つ以上の情報提供が義務化されたほか、ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者については、新卒者の求人申込を受理しないことができる、といった法的整備が行われました。

本市といたしましても、引き続き労働基準監督署等の関係機関と連携し、周知・啓発に取り組むとともに、無料職業紹介事業に求人登録している事業所に対して、適切な助言や情報提供等に努めてまいります。

< 継続 >

(9)仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について (★)

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

(回答) 経済環境部

本市では、平成 27 年度より、地方創生先行型事業交付金や、地方創生加速化交付金を活用し、さまざまなライフステージにある女性や、女性の活躍推進に取り組んでいる市内事業所からの推薦を受けた委員等による「女性の職業生活における活躍推進会議」を開催し、その中での意見をもとに女性の就労継続や再就職の支援のための取り組みを進めております。

また、大阪府や大阪労働局と連携し、事業者が女性の職業生活における活躍推進についての趣旨を理解するとともに、仕事と生活の調和推進に向けて、積極的な取り組みを促進するため、女性の職業生活における活躍推進シンポジウムの開催や、市政だより、ホームページ等、様々な機会を通じ、事業者への周知、啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(回答) 経済環境部

本市では、平成 27 年度において地方創生先行型事業として、外国人観光客向けの PR 動画の作成及び既存パンフレットの多言語翻訳を行いました。

また、一般社団法人八尾市観光協会において、八尾の魅力を探索する「八尾探」事業を展開し、本市の地域資源の発掘及び魅力の発信に取り組んでおります。

今後も協会が運営する八尾市観光案内所での外国人観光客を含めた来所者に対するサイン表示等の環境整備などのハード面の整備、外国語版指さしマップや（スマホ用）翻訳ソフトの周知などのソフト面の充実等、大阪府や経済団体と連携した取り組みを進めてまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり総合支援拠点の充実について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

(回答) 経済環境部

MOBIOを所管する大阪府や国と連携しながら、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、様々な支援を中小企業サポートセンターの専門コーディネーターとともに現場第一をモットーに行っております。

また、国内において、トップシェアやオンリーワン技術を保有する企業や国や大阪府から表彰された企業の魅力をホームページ等で積極的にPRしております。今後も、先駆的事例を紹介していくことで、市内企業への波及効果の創出につなげていけるよう努めてまいります。

<新規>

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

(回答) 経済環境部

海外展開における中小企業支援については、大阪シティ信用金庫との連携協定に基づき設置している産業振興連携相談窓口において、企業の海外における事業展開の相談を受けております。また、市立中小企業サポートセンターにおいて、近畿経済産業局やジェトロ（日本貿易振興機構）などの関係機関と連携を図ることにより、企業の相談に対してきめ細かい対応を行っております。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答) 経済環境部

中小企業者等を対象とした融資制度につきましては、ホームページや産業情報誌による情報提供等を金融機関と連携しながら実施しております。また、開業支援につきましても、各支援機関と連携した八尾市創業支援計画を策定し、相談窓口を設置し、創業支援を実施しております。今後も、利用者の利便性を考慮した融資制度の構築に向けた検討を行うとともに、制度を広く周知するよう努めてまいります。

<新規>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

(回答) 経済環境部

最低賃金は、最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）において、賃金の実態調査結果など各種統計資料等を参考にしながら審議を行い、決定されます。また、最低賃金引上げに伴う中小企業への支援施策については、国において、相談、中小企業への専門家派遣、セミナー開催を実施する「最低賃金総合相談支援センター」により様々な支援施策・事業が実施されております。

本市におきましては、最低賃金について、市政だよりやホームページへ掲載し広く周知するとともに、無料職業紹介事業に求人登録している事業所に対しては、適切な助言や情報提供等に努めてまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答) 総務部

本市では、入札・契約制度の更なる改革推進を図るとともに、公共施設の清掃業務において総合的に評価する入札方式の導入について、検討を進めております。

また、公契約条例につきましては、労働環境の変化や、他市の動向等を踏まえ、公契約のあり方について研究してまいりたいと考えております。

<継続>

(4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請三法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答) 経済環境部

引き続き「下請けかけこみ寺」に関するリーフレットの配布や勤労者法律相談等を通じ、中小企業の取引上の相談に対応する制度の周知及び下請取引適正化推進に努めてまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(回答) 危機管理課

非常時における業務継続計画について、その必要性については十分に認識しているところであり、地域防災計画等の既存の計画やマニュアルをベースに、早期の策定に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

(回答) 経済環境部

八尾市内中小企業のBCPについては、八尾商工会議所が、大阪地域で想定される地震被害状況（人、建物、各種インフラの被害状況・復旧見込等）を前提に、緊急事態発生時に限りある経営資源で必要最低限の事業活動を再開・継続するためのマニュアルとして、優先的に整理すべき対策（BCP）等について、啓発を目的に2年間にわたりセミナー実施してきましたが、今年度からは、より実践的な事業継続計画（BCP）策定支援として、専門家による個別相談支援を行っております。今後も、八尾商工会議所等との連携や大阪府が策定したBCP策定支援企業事例集を活用し、市内事業者への周知に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだ

けでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

(回答) 健康まちづくり部

地域医療構想につきましては、平成 26 年に成立した「医療介護総合確保法」による医療法の改正を受け、大阪府においては、各医療圏域での市町村をはじめ医療関係者等の意見を聞きながら現行の保健医療計画の一部として策定されたものであります。

同構想については、今後の地域包括ケアシステムの推進と医療提供体制の確保をめざすための取り組みを進めていくにあたって、重要な構想であると認識をしております。

また、今後、中河内医療圏において、圏域として病床の機能分化・連携や在宅医療の充実を進めるにあたり、それぞれについて懇話会が設置され、議論がすすめられているところであり、本市としては、それらの会議に参加し、議論を重ねながら、その動向を踏まえ、中河内二次医療圏 3 市および保健所との連携を強化し、課題の共有を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

< 継続 >

(2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第 2 次大阪府健康増進計画(H25～29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

(回答) 健康まちづくり部

本市におきましては、平成 27 年度に「健康寿命の延伸」や「健康を支え守る地域社会の実現」を基本目標に掲げた「健康日本 21 八尾第 3 期計画及び八尾市食育推進第 2 期計画」を策定いたしました。

同計画の策定にあたっては、国の「健康日本 21 (第二次)」「第 2 次食育推進基本計画」や大阪府の計画である「大阪府健康増進計画」「大阪府食育推進計画」「大阪府歯科口腔保健計画」とも整合を図りながら策定を行ったところです。

本市では本計画に基づき、様々な健康施策に取り組んでおり、予防医療の取り組みとしましては、がん検診・特定健診等の受診無料化や、市内各地域に出向いての「出張がん検診」の実施など受診しやすい健(検)診を実施するとともに、各種健(検)診についての葉書や電話による受診勧奨の他、市政だよりやホームページ等において市民に対し、広く周知を図ってまいりました。

また、住民との関わりとしては、平成 26 年度から各出張所等に担当保健師を配置し、健康づくりに係わる地域組織等への支援など地域を拠点とした健康づくりを進めており、地域での健康教育などを通じて各種健(検)診等の積極的な普及啓発に取り組んできたところでもあります。

今後も引き続き、各種健診等の周知や受診勧奨に積極的に取り組んでまいります。

< 継続 >

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するな

どの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

※不育症治療費助成制度：高槻市、茨木市
(回答) 健康まちづくり部

妊娠をしても流産や死産を繰り返す不育症は経済的な負担に加え、精神的な負担も大きいことから、今後本市といたしましては、本市の財政状況や少子化政策全体を勘案しながら、公費負担額等の検討をしてまいるとともに、不妊・不育専門の相談センター等の情報収集をし、相談者に最新の情報提供ができるよう努めてまいります。不妊治療や不育治療に対する助成については、国全体の大きな課題であると認識しており、助成制度の創設についても大阪府にて一部助成はあるものの全額ではなく、今後、国や大阪府に対しても全額助成を強く要望していくとともに、他市の動向を注視していく中で、研究してまいりたいと考えております。

<継続>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不满による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

(回答) 地域福祉部

処遇改善については、平成27年度から介護職員処遇改善加算により実施されているところです。

介護サービス事業者等に対しては、介護職員処遇改善加算の算定基準・仕組みを十分認識していただくとともに、処遇改善加算算定の届出について、ホームページ等によりその周知に努めております。提出されました報告書については十分精査し、記載内容の誤り等見受けられた場合は、事業者等に連絡を行うなど引き続き適切に対応してまいります。また、介護職員の賃金をはじめとする処遇の改善がなされるよう、機会をとらえて介護労働者の離職防止に向けた働きかけを行っていきたいと考えております。

介護人材の確保については、今後も増大、多様化していく福祉・介護ニーズに対応すべく大変重要な課題であると認識しております。

大阪府では平成27年度から「大阪府域介護人材確保連絡会議」のもとに、府内を6つのブロックに分け、地域ごとの現状、課題を共有し、職員の採用方法等を検討するなど、地域の実情にあった介護人材確保の取り組みを行っており、本市も当該連絡会議の中河内ブロック会議に参加し、情報を共有しております。今後も近隣市及びそれぞれの社会福祉協議会等と連携して、潜在的有資格者の人材発掘や活用を図ってまいります。

<継続>

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えている。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・

和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。

(回答) 地域福祉部

本市では、徘徊による行方不明や身元不明の高齢者に対し、関係機関で連携して迅速に対応できるよう対応マニュアルを作成しています。

QRコードでの対応はしていませんが、徘徊のおそれのある高齢者に事前に登録してもらい、身元特定につながる情報を記載したお守り型迷子札やネームシール等を配布しているほか、地域包括支援センター等と情報共有し、徘徊が発生した際に発見協力をする「徘徊高齢者SOSネットワーク」を構築し、認知症高齢者の身元特定に迅速に対応できるような体制を進めております。さらに、大阪府、府内市町村、大阪府警察本部と連携し、家族の同意のもと、府内市町村や他都道府県へ広域発見協力を要請しています。

また、身元不明迷い人を保護した場合においては、一時保護施設等への入所による本人の安全の確保と併せ、大阪府を通じての府内市町村への広域発見協力依頼や八尾警察署への情報提供、大阪府警察本部での身元不明迷い人台帳制度の活用等を行い、身元の判明につなげるような体制をとっているところです。

そのほか、地域で高齢者を見守り、何か気がかりなことを感じたら市や地域包括支援センターなどの相談機関に連絡するなどして高齢者を支える仕組みである「高齢者見守りサポーターやお」を市域に広めています。また、認知症サポーターと協働して「徘徊模擬訓練」を開催するなど、認知症サポーターの育成や認知症高齢者を地域で見守るための取り組みを行っています。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

< 継続 >

① 障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

(回答) 地域福祉部

本市では平成24年10月に「八尾市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者の緊急避難の場所の確保を行うなど、障がい者虐待の防止に向けた取り組みを進めております。さらに、平成28年4月には障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、虐待防止センターをはじめ、相談支援事業所等の関係機関とも連携しながら、家族等も含めた相談支援体制を構築しております。

今後も引き続き、大阪府をはじめとした関係機関との連携を強化し、障がい者虐待防止体制の更なる充実に努めます。

< 継続 >

② 障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交

換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

(回答) 地域福祉部

障害者差別解消法については、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として制定された重要な法律であると認識しており、法が施行された平成 28 年 4 月には、職員を対象とした対応要領を策定するとともに、障がい者差別の相談窓口として障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置いたしました。

また、改正障害者雇用促進法では、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等を定めており、本市においても基幹相談支援センターにて相談を受けた際には、関係機関との連携を図り、情報共有等を進めてまいります。

なお、本市では地域協議会を設置しておりませんが、大阪府において「広域相談員」や「障がい者差別解消協議会」が設置されており、これらとしっかり連携を図りながら、障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めつつ、広く市民に対しても障がいに関する理解を促進させるよう広報・啓発を行ってまいります。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

(回答) こども未来部

八尾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育を提供しているところであり、事業実績につきましては、八尾市子ども・子育て会議に報告をしております。教育・保育の利用状況や施設の整備状況などにより、計画が実態と大きく乖離する場合は、八尾市子ども・子育て会議での意見を聴きながら、計画の見直し検討を行ってまいります。

<継続>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

(回答) こども未来部

待機児童数につきましては、認可外保育所を利用しながら待機されている児童についても含まれており、本市では潜在的な待機児童を含めた入所保留児童数につきましても公表しております。また、平成 31 年度までに入所保留児童の解消をめざして、認可保育所の創設や分園設置、定員増を伴う増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行等による定員増、定員の弾力化などにより積極的に保育所等への入所人数の拡大を図り、解消に向けた

取組みを進めております。

認可外保育施設の認可化につきましては、国の補助を活用して支援を行っており、平成28年4月に認可保育施設が1園開園いたしました。今後も認可を希望する施設に対して支援を行ってまいります。

保育士等の処遇改善につきましては、国の動向を注視しながら、適切な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

<継続>

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができるよう努めること。

(回答) こども未来部

病児・病後児保育につきましては、市内2施設で行っており、今後の利用状況に応じて、施設数を検討してまいりたいと考えております。なお、体調不良児対応型につきましては、国庫補助要件の緩和を受けて13カ所に拡大した上で実施しており、今後も本事業の実施状況、市内の保育施設の状況等を把握しながら、適切な事業実施に努めて参りたいと考えております。

また、休日保育につきましては、市内3園の民間施設で実施していただいております。今後も実施施設の拡充に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

<新規>

④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について

仕事と生活の両立のためには子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。

(回答) こども未来部

八尾市子ども・子育て会議については、連合大阪八尾柏原地区協議会より、委員として参画をいただいております。

(8)子どもの貧困対策について

<新規>

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

(回答) こども未来部

子どもの生活に関する実態調査については、大阪府との共同実施を行ったところであります。調査結果については、市のホームページ等で公表し、八尾市子ども・子育て会議に報告するとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対する方策を検証のうえ、必要な支

援について取り組んでまいります。

<新規>

②子ども食堂

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

(回答) こども未来部

子どもたちの「今」を調査し、現状を把握するために、子どもの生活に関する実態調査を実施したところであります。調査結果を踏まえた支援を必要とする子どもや家庭に対する方策の取りまとめにあたっては、子どもの居場所についても検証してまいります。

<新規>

③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

(回答) こども未来部

本市では、児童福祉法に基づき、児童家庭相談事業における児童・保護者への相談対応や、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等の在宅支援サービスの実施、市が設置する要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関連携等により、支援を必要とする児童・家庭への相談や支援に取り組んでおります。また、家庭と同様の環境における児童の養育の推進については、大阪府事業である養子縁組、里親・ファミリーホームの啓発や児童相談所との連携により、適切な環境での養育の推進など、児童虐待防止の取り組みに努めております。

改正児童福祉法においては、市町村が、身近な場所における支援業務を適切に行うことが示されており、これまでの児童虐待防止の取り組みを一層強化するとともに、今後、国の検討内容を踏まえ、児童等に必要な支援を行うための支援拠点の整備や、要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関連携強化、支援業務を適切に行うための専門人材の確保等の整備に取り組んでまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて

大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

(回答) 教育総務部

今後もきめ細かな学習指導ができるよう、加配教員等を有効活用し、少人数分割授業を進めてまいります。また、必要な教職員数の確保につきましては、機会をとらまえて大阪府に要望してまいります。

(回答) 学校教育部

スクールソーシャルワーカーの拡充について、機会を捉えて働きかけてまいりたいと考えております。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

(回答) 学校教育部

利用者にとって使いやすい奨学金制度となるよう、大阪府等の関係機関に対し機会をとらえて働きかけてまいりたいと考えております。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。

(回答) 学校教育部

本市としましては、労働教育を含むキャリア教育の推進を図っております。

職場体験学習を全中学校で実施するなど、労働教育の内容をカリキュラムに位置付け、「働くことの意義」、「働く者の権利・義務」、「労働組合の意義」等の理解を深めるよう努めております。

<新規>

(4) 主権者を育てるために

18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等で若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

(回答) 学校教育部

18歳選挙権がスタートしましたが、小・中学生の政治や選挙への関心を高めるよう、公民的教養を育む教育の充実に努めております。

とりわけ小中学校においては、従来より児童会・生徒会の役員選挙等の体験を通して、間接民主制を学ぶ等の取り組みを行っております。

中学校では、社会科の公民的分野「民主政治と政治参加」に関する学習の充実を図り、本物の投票箱を活用した模擬選挙を行う実践等、生徒が選挙を身近に感じる工夫をするとともに、主体的に意見を持てるよう主権者教育の充実に努めております。

(回答) 選挙管理委員会事務局

本市におきましては、18歳選挙権がスタートしたことを踏まえ、高校での出前講座、模擬選挙などの取り組みや、18歳の誕生日を迎え新たに有権者となった若者に対して選挙啓発ハガキの送付を行っているところです。

また、従来から実施している小中高生を対象とした選挙啓発コンクールや、生徒会選挙での投票器材の貸出など、成長に合わせて若者の政治的関心を高めるため、より一層啓発活動の推進に努めていく必要があると考えております。

<新規>

(5) 投票率向上の取組みの強化

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

(回答) 選挙管理委員会事務局

学生の政治・選挙への関心を高めるため、昨年夏の参議院選挙期日前投票での投票立会人として市内在住の学生に担っていただき、選挙意欲を高めていただくよう取り組みました。

期日前投票所の増設につきましては、二重投票防止のための住基関係とのオンライン化や、会場及び投票管理者や投票立会人等の体制の確保とそれに伴う財政負担の増加など解決すべき課題が多く、今後、他市の動向等を踏まえ、研究してまいります。

(6) 人権侵害等に関する取組み強化について

<継続>

① 女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけでなく、加害者への対策についても検討すること。

(回答) 人権文化ふれあい部

本市では、平成22年4月に「八尾市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するとともに、平成28年3月に策定いたしました「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」におきましては、DV対策基本計画の位置づけを含め、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを進めているところであります。

DV等については、周知や啓発が進んだことに伴い、相談件数は増加傾向にあります。

社会情勢等の変化に伴い、暴力の形態が複雑化、多様化している現状を踏まえ、様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発に取り組んでまいります。

また、被害者が安心して相談できるよう、相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進め、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ってまいります。

さらに、将来の被害者・加害者をつくらないためにも、デートDVをはじめとするあらゆる暴力に対する効果的な予防啓発を行うとともに、加害者を対象とした国・大阪府等の取り組みに関する情報収集に努めてまいります。

<継続>

②差別的言動の解消

本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取り組みを構築すること。

（回答）人権文化ふれあい部

本市では、平成13年4月より「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取り組みを進めているところであり、特定の人種や民族を社会から排除し、差別を助長するヘイトスピーチは、許される行為ではないと考えております。

ご指摘の法の施行を踏まえ、他市状況の情報収集に努めるほか、対応を検討するとともに八尾警察及び大阪府警との連携に努めてまいりたいと考えております。

<継続>

(7) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大阪におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいですが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

（回答）人権文化ふれあい部

豊かな人権感覚を育むための調査研究を行い、関係資料、文化財を収集・保存し、併せてこれらを展示公開することにより、人権意識の高揚と啓発及び人間性、社会性の養成に資することを目的として活動している同施設においては、本市並びに各福祉委員会が主催する人権研修等において活用しております。

本市としましては、関係団体や市民等へ同施設の活動内容の周知等を行うことにより、引き続き同施設の利用を促進してまいります。

<継続>

(8) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されること

がないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(回答) 財政部

限られた財源の中で、施策の重点化や優先順位付けを行い、効果的な予算配分を図ってまいりたいと考えております。これまで長年にわたり地方財政全体において、恒常的に財源不足が生じており、脆弱な地方財政基盤の充実が必要であると考えており、国へは地方税財源の充実強化に向けた地方一般財源の充実確保を図られるよう市長会等を通じて国に働きかけてまいりたいと考えております。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 省エネ対策の推進について

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

(回答) 経済環境部

省エネ・低炭素社会の実現をめざした取り組みとしては、各家庭におけるエコライフや節電に向けた取り組みとして、ライトダウンキャンペーンをはじめとした省エネにつながる情報を広く市民に発信するとともに、環境活動を促す取り組みや、地域におけるイベント等において環境啓発を継続して行うことにより、低炭素型ライフスタイルへの転換を促してまいります。

また、環境対策に取り組む企業については、八尾市立中小企業サポートセンターにおいて技術的支援を行ってまいります。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)

<継続>

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答) 経済環境部

本市におきましては、循環型社会の構築に向け、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進を柱にした総合的な取り組みを進めることで、ごみの減量・資源化に努めております。

平成21年3月に八尾市立リサイクルセンターを整備し、市民の協力のもと、同年4月から、これまで複雑ごみとして収集していた「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の別立て収

集を開始するとともに、同年10月からは「容器包装プラスチック」や「ペットボトル」を加えた8種分別収集を全市域にて実施しました。

また、平成24年4月には、月2回収集であった「容器包装プラスチック」を週1回収集に拡充したことに加え、平成25年10月から、更なるごみの減量および発生抑制とごみ処理費用の公平化の観点から粗大ごみ収集の有料化を実施しております。

さらには、ごみの減量・資源化に関する取り組みといたしまして、8種分別収集実施以前より、有価物集団回収をはじめ、生ごみの堆肥化支援等を市民の理解と協力のもとに実施しております。

また、平成24年3月に八尾市廃棄物減量等推進審議会での議論を経て策定いたしました「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に掲げる基本理念の実現と目標の達成に向け、今後ともごみの減量・資源化に関する啓発や再資源化によって生産された製品の購入・活用促進に努めるとともに、より一層市民との連携・協働を図りながら効果的なごみ減量施策を推進してまいりたいと考えております。

<新規>

②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

(回答) 経済環境部

食品廃棄物の削減に向けて、事業系ごみにつきましては、平成18年6月に事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度を導入するとともに、適正排出・減量化等の指導・啓発を進めており、多量排出事業者については、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書の提出を義務づけております。さらには現行の収集運搬許可制度を平成23年度4月に一部改正し、排出事業者が食品リサイクルに取り組める仕組みを構築し、食品リサイクルを推進しております。

また、教育委員会との連携の強化を目的に教育連携会議を設置しており、食品廃棄物削減に向けた取り組みについても取り上げるとともに、「フードバンク」の活用および「食品リサイクル製品一認証・普及制度」の促進を含めた新たな手法についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

<継続>

(3)6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産(もん)」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進

の取り組みなども積極的に行うこと。

(回答) 経済環境部

6次産業化の推進に関しては、農業者等の意向を踏まえながら、関係機関と連携を密にし、必要な支援を行ってまいります。また、農業の担い手の確保・育成に関しても、農地の保全に努めるとともに、地域農業の活性化を図ることで、農業への理解が深まり、農への親しみを感じてもらえるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

<新規>

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村での方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

(回答) 経済環境部、都市整備部、建築部

本市においては林業や木材製造業がないため、地域経済活性化を目的とする木材利用方針の策定に至っておりません。

なお、公共建築物及び公園等の整備を行う際には、大阪府土木利用基本方針に沿った木材利用促進に努めるものとします。

<新規>

(5) 消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

(回答) 経済環境部

消費者行政におきましては、消費者団体の協力を得ながら、悪質商法や特殊詐欺等の被害防止を目的に消費者行政推進交付金を活用して、消費者向けの啓発講座を開催しております。

また、市政だよりやホームページにおいて、最新でかつ八尾市民が対象になり得る悪質商法や特殊詐欺等の事例を紹介するとともに、市内各地域の高齢クラブや福祉委員会等からの要請により、消費生活相談員による出張消費者教室を実施しております。

市政だよりやホームページを通じて、消費者への情報提供・注意喚起を適宜、実施していくとともに、より多く出張消費者教室を実施できるよう、各団体会合等においてPRを実施してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化（★）

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化

すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

（回答）建築部

本市では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に先立ち、平成 26 年 1 月 1 日に「八尾市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、管理不良な状態にある空き家等の所有者等に対し、管理不良な状態の是正に向けた助言、指導により、一定の効果がでており、今後も取り組みを継続してまいります。

また、新たに国で検討されております制度につきましては、今後国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

（2）交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

<継続>

① 交通基本計画」の策定と市町村との連携

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

（回答）都市整備部

本市の交通政策基本計画の策定については、昨年2月に閣議決定された国の交通政策基本計画の内容より一層研究するとともに、大阪府の交通政策基本計画の策定状況等を踏まえ、策定に向けて検討して参りたいと考えております。

<継続>

②交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

（回答）都市整備部

交通・運輸政策担当選任者の必要性につきましては、今後の業務内容を精査し、人材育成も含め、研究して参ります。

<新規>

③交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制

減免措置などの財政措置を講じること。

(回答) 都市整備部

本市では公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー基本構想を作成し、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置を推進してきました。設備の維持管理費用は事業者が負担されることが望ましいと考えております。

またホームドア等は、人や荷物の接触による人身事故を防ぐことができ、駅利用者の安全を確保できる設備として認識しているところです。しかしながら、設置費用の問題や電車の停車位置の制御、乗り入れ電車のドア配置の統一等の課題はありますが、今後も鉄道利用者の安全面を考えた際には、ホームドア等の設置は有効であることから鉄道事業者に対しまして、同設備の導入を要望したいと考えています。

また、本市が設置した駅のエレベーターやエスカレーターにつきましては、安全にご利用いただけるよう、法定点検をはじめとする維持管理を本市の責任において行っております。

<継続>

(3) 交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車が関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

(回答) 都市整備部

自転車事故等、交通安全に関する啓発活動については本市、八尾警察署、八尾交通安全協会等、30団体以上で構成する『交通事故をなくす運動』八尾市推進本部を組織し、各団体間で連携を図りながら実施しております。今後も市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るために事業効果の高いスケアードストレート方式によるスタントマン交通安全教室の開催や自転車事故の多発する場所での街頭啓発等、多様な取り組みを行いながら啓発に努めて行くとともに機会をとらまえながら大阪府自転車条例による「自転車保険」についても加入促進をすすめてまいります。

(4) 災害対策の強化 (★)

<継続>

① 社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

(回答) 都市整備部

道路、河川、公園、公共下水等の維持管理については、定期的なパトロールによる安全

点検を実施しており、適正かつ予防的な維持管理に努めております。

道路・橋梁については、平成 23 年度に実施した橋梁点検調査業務の点検結果に基づき、平成 24 年度に予防保全的な修繕工事を実施していくための橋梁長寿命化修繕計画の策定を行っており、平成 25 年度より、本修繕計画に基づく計画的な橋梁修繕工事に取り組んでいるところであります。

公園施設、公共下水道につきましては、平成 24 年度に策定した「八尾市公園施設長寿命化計画」、「八尾市公共下水道長寿命化計画」に基づき事業を実施しているところであります。

河川等については、恩智川、平野川等の一級河川改修促進を大阪府に働きかけるとともに、山手の河川を中心に護岸老朽箇所改修を実施してまいります。

公園施設については、平成 23 年度に施設の劣化状況を点検する健全度調査を行い、その調査結果に基づき、公園施設の安全性・信頼性を確保し、予防的な維持補修及び計画的な改築・更新をするために長寿命化計画を平成 24 年度に策定し、引き続き適正な維持管理及び計画的な更新等に取り組んでいるところであります。

併せて、限られた財源と人材のなか、都市基盤施設の効率的・効果的な維持管理を進めていくため、道路や橋梁などの都市基盤施設の維持管理・更新における予算や人員、技術的課題に関する課題解決や研究推進を目的とした、本市と近畿大学理工学部との連携協定のもと、維持管理に関する部内研修を実施するなど、課題解決の手法について情報共有を図るなどの取り組みを行っているところであります。

(回答) 建築部

市内の市立学校園につきましては、平成 23～27 年度の 5 年間の耐震化事業が完了し、耐震化率 100%を達成しています。

また、一定規模以上の百貨店や集会場など民間施設における既存不適格建築物につきましては、現在も耐震診断補助を行っており、今後も耐震化が図れるよう検討します。

<継続>

② 防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

(回答) 危機管理課

本市は災害時の避難・誘導の周知として、防災行政無線、エリアメール、市ホームページ、コミュニティFM緊急放送、ケーブルテレビ緊急放送、及び広報車を活用しております。また自主防災組織等の地域組織への防災訓練や研修会に参加することで、地域との「顔の見える関係」を構築し、災害時の関係強化に努め、今後とも地域とのより良い関係づくりを実施してまいります。

(回答) 地域福祉部

避難行動要支援者名簿につきましては、平成 27 年 3 月に作成を完了しており、災害時

の支援のあり方について研究・検討しております。また、地域への情報提供に同意をいただいた方の「同意者リスト」を活用した災害時の支援体制づくりや平常時からの見守り活動などの地域防災力の向上に資する取り組みが進むよう努めているところです。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

(回答) 都市整備部

昨年9月に大阪府によりまして土砂災害防止法に基づく区域指定を完了しており、本市域における土砂災害の発生しやすい箇所は全て公表されております。

また、今年度より大阪府によりまして森林環境税を財源とした危険溪流における倒木対策などの森林整備も行われております。本市といたしましても事業促進に積極的に協力しているところです。

なお、土砂災害対策事業につきましては、今後の事業予算が見込めないことなどを理由に、ソフト対策をより充実し、ハード対策については効率化することへ方向転換がなされました。ソフト対策として「逃げる」「凌ぐ」施策を重点的に実施することとしており、具体的には「逃げる」施策としての警戒避難体制の構築と住民の避難行動意識の向上や、「凌ぐ」施策としての家屋移転・家屋補強に対する助成制度の構築などです。

ハード整備としての「防ぐ」施策では、事業箇所を重点化し、整備の効率化を図ることとしていますが、砂防事業のハード対策については、できる限り早期着工が市民の安全を確保するために重要であると考えており、引き続き大阪府に対して、強く要望してまいります。

また、広域的な計画である「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、公共下水道整備の推進、河川、水路の適正な維持管理や機能保持のための改修工事を実施するとともに、雨水流出抑制施設として小・中学校の校庭貯留施設の整備や民間開発における貯留施設・透水性舗装の整備を実施し、総合的な治水対策に取り組んでおります。

(回答) 危機管理課

平成28年度八尾市総合防災訓練は、本市山手での大規模な土砂災害を想定とし開催いたしました。山手の地域住民や自主防災組織の方々にも、避難訓練や避難所開設などの訓練に参加いただき、土砂災害に対する知識を学んでいただくことができ、地域防災力の向上を図れたと確信しております。

<継続>

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設

置や警備員の配置など)への支援措置を講じること。

(回答) 危機管理課

八尾市では、八尾市地域安全条例に基づき、市、市民および事業者が連携して地域安全に関する施策に取り組んでいるところでございます。

引き続き、八尾警察署と連携しながら、タイムリーな防犯情報提供を行うとともに、市・地域・事業者・警察がより一層連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

また、事業者支援については、財政的にも厳しい状況であるため、国・府の動向や他市における取り組み状況を研究しながら、今後、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。